

CCS支援制度について

2026年6月

資源エネルギー庁資源・燃料部

燃料環境適合利用推進課 CCS政策室

本日御議論いただく論点（案）

- 支援対象案件選定に関する基本的な考え方
- 分離回収コストに含まれる費目について
- 輸送貯留料金に含まれる費目について
- 参照価格の考え方
- その他論点
- 中間とりまとめ（原案）について

支援対象案件選定に関する基本的な考え方

- 中間整理においては、コスト差支援対象案件の選定にあたり、**基準価格の適正性の審査**に加え、**事業計画全体に対する総合評価を導入**することとし、その総合評価においては、以下の点等を確認することとしていた。
 - ▶ スケジュールや実施体制が妥当であること
 - ▶ 資金調達の見込みが妥当であること
 - ▶ 分離回収事業者と輸送貯留事業者間の輸送貯留期間等の条件に関する合意内容が支援措置と整合するものとなっていること
 - ▶ エネルギー政策やGXの取組方針と整合が取れていること
 - ▶ 技術革新、オペレーションの習熟、拡張可能性等により将来的なコスト低減や自立の見込みがあること
 - ▶ 貯留先の理解への取組が示されていること
 - ▶ 地域雇用や労働者の安全に配慮していること（事業廃止後の対策を含む）
 - ▶ 段階的に貯留量を増やすCCSプロジェクトがフルスケール時を想定した建設コストを立ち上げ時から織り込む場合には、その合理性・一体不可分性に関する説明がされていること
- 上記をより**具体化させた評価項目を予め公表**した上で、**コスト差支援対象案件選定を実施**することとしてはどうか。

分離回収コストに含まれる費目

- 支援対象となる分離回収コストに含まれる費目については、例えば以下のとおりとしてはどうか。
- ただし、CCS事業の実施に当たり、真に必要であり、かつ金額が合理的・妥当であると認められたもののみを支援対象とすべきではないか。

CAPEX

プロジェクト管理費	設計、工事等にかかる管理費、労務費等
建設費	分離回収装置、付帯設備等
土地代	土地購入費用等
既存設備撤去・移設費	CCS関連設備の設置のためにやむを得ず既存設備を撤去・移設するための費用
試運転費	試運転期間中の運転費
予備費	設備費超過への対応費（設備費の10%を上限とする。）
ライセンスフィー	特許技術や運転ノウハウ、プロセス最適化手法等を使用するための料金

OPEX

運転維持費その他人件費	用役費※、人件費等
維持管理費（修繕費、メンテナンス費用等）	修繕費、保守・点検費等
保険料	支援期間を通じて付保される保険の料金 （支援対象となる保険の内容については要検討。）
資金調達コスト	事業者の資金調達に係る費用
税金	租税公課

※ 必要なエネルギーを自社で供給する場合の扱いについて今後検討。

輸送貯留料金に含まれる費目

- 支援対象となる輸送貯留料金に含まれる費目については、例えば以下のとおりとはどうか。
- ただし、CCS事業の実施に当たり、真に必要であり、かつ金額が合理的・妥当であると認めたもののみを支援対象とすべきではないか。

CAPEX

プロジェクト管理費	設計、工事等にかかる管理費、労務費等
建設費	CO2昇圧設備、パイプライン敷設、圧入設備、坑井掘削等
土地代	土地購入費用等
既存設備撤去・移設費	CCS関連設備の設置のためにやむを得ず既存設備を撤去・移設するための費用
試運転費	試運転期間中の運転費
予備費	設備費超過への対応費（設備費の10%を上限とする。）
ライセンスフィー	特許技術や運転ノウハウ、プロセス最適化手法等を使用するための料金

OPEX

運転維持費その他人件費	用役費※、人件費等
維持管理費（修繕費、メンテナンス費用等）	修繕費、保守・点検費等
保険料	支援期間を通じて付保される保険の料金 （支援対象となる保険の内容については要検討。）
パイプラインの廃棄費	事業終了後のパイプラインの廃棄費用（廃棄費総額の15/25とする。）
海上設備等の廃棄費	事業終了後の海上設備等の廃棄費用（廃棄費総額の15/25とする。）
廃坑費	貯留井・観測井の閉鎖にかかる費用（廃坑費総額の15/25とする。）
モニタリング費	操業開始前・支援期間中・操業後のモニタリング費用 （操業後のモニタリング費用については、総額の15/25とする。）
拠出金	JOGMECに拠出する金額（拠出金総額の15/25とする。）
資金調達コスト	事業者の資金調達に係る費用（地下の不確実性リスクを踏まえたものとする。）
土地代/漁業補償費	パイプライン敷設に伴う借地料や海上構造物設置等漁場の使用に伴う漁業者への補償費用等
（上記以外の費用で）CCS事業法に基づく貯留権取得・維持に要する費用	貯留地域等におけるCCSの社会的受容性の形成に必要な費用等 （例：事業実施中の情報提供に係る費用）
税金	租税公課

※ 必要なエネルギーを自社で供給する場合の扱いについて今後検討。

参照価格の考え方

- 昨年7月に公表した中間整理（以下「中間整理」）においては、本支援制度における参照価格について、全業種・事業者に一律で何らかのベンチマークを採用し、カーボンプライシングに関する制度における炭素価格を参照することとしていた。
- また、昨年12月の産業構造審議会イノベーション・環境分科会排出量取引制度小委員会においては、排出枠取引市場における排出枠の上限価格を、通常想定される標準的な燃料転換コストを基にした価格とし、下限価格を、足下の省エネの対策費用を基にした価格とする方針が示された。
- 業種・事業者によって、省エネや燃料転換等のカーボンニュートラル達成に向けた手段が異なることを踏まえ、**本制度における参照価格は、排出量取引制度における取引価格の平均を基本**とすることとしてはどうか。

その他論点

- 中間整理においては、一時的な事業停止やクロスチェーンリスクへの対応、更にはプロジェクトが途中で終了する場合における支援の返還も含めた支援の取り扱いに関する考え方を示してきたところである。**これらの考え方自体に中間整理からの変更はないが、当該事象の発生原因や不可抗力またはこれに準ずる事由の有無といった各関係者の帰責性等を事業者及び関係者と個別に協議しつつ、その取り扱いを決定していく**こととしてはどうか。
- CCSを実施した場合の国内制度におけるCO₂カウントルールについては、令和8年3月より温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会での議論が開始されたところ。こうしたカウントルールの整備を受け、**CCSの実施に伴い創出される脱炭素価値については、当該価値を訴求する仕組みや市場形成の在り方に関する検討状況も踏まえつつ、本支援制度におけるその取り扱いについて検討を進めていく**こととしてはどうか。